

感染性疾患による出席停止について

お子様が感染性疾患に罹患したと診断された場合、学校保健安全法第19条の規定により、感染のおそれなくなるまでの期間、出席停止を指示します。ご家庭において、医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。

出席停止期間の目安

		病名	出席停止期間
様式 1	第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスに限る）鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	第 二 種	インフルエンザ （インフルエンザ様疾患を含む）	発症（発熱）後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	第 三 種	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
		腸管出血性大腸菌感染症	
		流行性角結膜炎（はやり目）	
		急性出血性結膜炎（アポロ病）	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種感染症としての措置を取ることができる
		その他の感染症として 発疹性水疱性口内炎（手足口病） ヘルパンギーナ 伝染性紅斑（りんご病） 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 等	

※第三种「その他の感染症」に罹患し、主治医から出席停止の指示があった場合は「様式2その他の感染症用」の提出をお願いします。用紙は再登校後、保健室まで取りに来てください。